

第228回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 審議経過

令和4年7月25日(月) 10:00~11:30
県庁10階 特9会議室

2 審議参加委員

大森会長、平田委員、吉城委員、若色委員、樋口委員、鮫島委員、江口委員、高橋委員、水野委員

3 審議事項

- (1) 「(仮称)ドラッグコスモス行橋京町店」の新設届出について
- (2) 「マンガ倉庫飯塚店」の変更届出について
- (3) 「(仮称)ドラッグコスモス田川糯店」の新設届出について
- (4) 「Aコープ八女店」の新設届出について

4 議事要旨

- (1) 「(仮称)ドラッグコスモス行橋京町店」の新設届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
前回の確認事項となっていた景観について報告があり、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「マンガ倉庫飯塚店」の変更届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「(仮称)ドラッグコスモス田川糯店」の新設届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「Aコープ八女店」の新設届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。